

商品名 (愛称)	スーパー定期 自由金利型定期預金 (M型) (免許証返納定期「安全」)	
販売対象	個人 ・「運転経歴証明書」をお持ちの方。	
期間	・定型方式 1年 ・自動継続式スーパー定期預金 (元金継続・元利金継続いずれも可)	
預入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・10万円以上1,000万円未満
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。	
利息	適用利率	・固定金利 ・預入時の店頭揭示金利を満期まで適用します。 ・店頭揭示金利に当金庫所定の金利を上乗せします。 ただし、1契約期間とし満期継続時には適用しません。 ・金額階層別金利を適用します。(300万円未満、300万円以上)
	支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で単利計算。
税金	・お利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。	
付加できる特約事項	・総合口座の担保の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。	

中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 「安全」中途解約の場合 <table border="1" data-bbox="539 472 1233 685"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 472 900 595">預入期間</th> <th data-bbox="900 472 1233 595">〔定型方式〕 1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 595 900 640">6カ月未満</td> <td data-bbox="900 595 1233 640">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 640 900 685">6カ月以上1年未満</td> <td data-bbox="900 640 1233 685">約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 解約日の普通預金利率 (小数点第3位以下切捨)</p>	預入期間	〔定型方式〕 1年	6カ月未満	解約日の普通預金利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	〔定型方式〕 1年						
6カ月未満	解約日の普通預金利率						
6カ月以上1年未満	約定利率×50%						
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。 						
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 本定期預金と他の西京オリジナル商品と重複した優遇金利の適用はできません。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 						